

日青協ニュース

NISSEIKYO NEWS



一般社団法人

日本青果物輸出入安全推進協会

東京都大田区東海 3 丁目 8-2

TSKビル 3 階

電話 03(6412)9977

No.866

平成 29 年 7 月 25 日

内容についてのご意見をホームページ「お問い合わせ」より、お寄せ下さい。

<http://www.fruits-nisseikyo.or.jp/inquiry/index.php>

平成 29 年度会員研修会の実施について

平成29年度の日青協会員研修会実地研修(東京税関・タイム24ビル)において6月20日から始まり、6月27日東京会場(日青協会議室)(第1回)、が行われ、6月29日の東京会場(日青協会議室)(第2回)をもって終了し、今年度の受講者総数は62社、93名となった。

講義では、会員研修実施要領に基づき、食品衛生法、輸入食品の現状、消費者庁による食品表示法の概要、植物防疫所ホームページ活用術について講義された。



日 時	内 容	講 師
7月27日 13:30~15:00	食品衛生法	厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品 安全部監視安全課輸入食品安全対策室 糸井主査
7月27日	食品等輸入届出、監視指導計	(一社)日本青果物輸出入安全推進協会

15:15～16:45	画、違反对応	理事兼食品衛生部会長 川口 潤二
7月29日 13:30～15:00	表示基準、添加物表示、アレルギー表示、栄養表示基準、食品期限表示、遺伝子組み換え	消費者庁食品表示企画課 高橋課長補佐
7月29日 15:15～16:45	ホームページの賢い利用方法 植物検疫制度、植物検疫情報、申請・手続き、統計、病害虫情報	(一社)日本青果物輸出入安全推進協会 常務理事兼事務局長 兼植物防疫部会長 荻野 英明

出前研修の実施

日青協では、本年度から会員の皆様のご要望にお応えするために、出前研修・地域研修を実施することとしました。

7月11日(火)東京青果貿易(株)の要望により日青協会議室において、食品衛生(川口常務理事)、植物検疫(荻野常務理事)、の講座が行われ、参加者9名であった。

それぞれの講座終了後には会員からの熱心な質問が行われた。

7月14日(金)当協会会員(理事)の那覇青果物卸商事協同組合において、輸入食品の監視(輸入青果物の安全/川口常務理事)についての講演を1時間45分行い、参加者は79名であった。また、参加者から国内産の青果物と輸入青果物の安全性についての質問や、国内での青果物の検査件数と輸入青果物の比較、及び国内産の青果物の残留農薬の違反件数(過去5年



分)と輸入青果物の違反件数(過去5年分)等の比較をして回答しました。参加者からの質問は、時間切れでしたが講演終了後質問にもお応えしました。

約2時間の講演でしたが参加者の皆様の熱意にお応えできなかったのではないかと思います。主催者側から次回もまたお願いしたいとお言葉をいただきました。



《行事報告》

- 6/2 日本青果物輸出促進協議会理事会・総会
- 6/6 食科協／「最近の食品安全の動向について」研修会(川口常務理事出席)
- 6/9 東海大学短期大学部／社会教育講座の講師(荻野事務局長出席)
- 6/15 食品安全委員会 農薬専門調査会幹事会(川口常務理事傍聴)
- 6/20 オーストラリア生産者団体と大使館来会
- 6/20 会員研修会実地研修(東京)
- 6/22 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会(川口常務理事傍聴)
- 6/26 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会(川口常務理事傍聴)
- 6/26 協会監事監査
- 6/27 会員研修会基本研修Ⅰ開催(日青協会議室)
- 6/29 会員研修会基本研修Ⅱ開催(日青協会議室)
- 6/30 第12回国際植物防疫条約年次総会等報告会(荻野事務局長傍聴)
- 6/30 植物検疫4団体連絡会(荻野事務局長出席)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正について

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知が、平成29年7月18日、食品、添加物等の規格基準の一部が改正されました。改正の概要等果実について抜粋して掲載します。

第1 改正等の概要

食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。)第11条第1項の規定に基づき、農薬イミダクロプリド、農薬オキサチアピプロリン、農薬キンクロラック、農薬クロフェンテジン、農薬クロルプロファミ、動物用医薬品スピラマイシン、動物用医薬品タイロシン、農薬ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート、農薬ピカルブトラゾクス、農薬フルオピラム、農薬フルジオキシニル、農薬プロヘキサジオンカルシウム塩及び農薬マンデストロビンについて、食品中の残留基準値を設定したこと(別紙参照)。

第2 適用期日

公布の日から適用されるものであること。ただし、別紙の農薬等ごとに掲げる食品に係る残留基準値については、公布の日から6月以内に限り、なお従前の例による。

第3 運用上の注意

- 1 残留基準値の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準(0.01ppm)が適用される。ただし、スピラマイシン及びタイロシンについては、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示370号)第1食品の部A食品一般の成分規格の第1項に規定する抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質に該当することから、残留基準値の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、本剤を含有するものであってはならない。
- 2 今回残留基準値を設定するイミダクロプリドとは、農産物にあつてはイミダクロプリドとし、畜産物にあつてはイミダクロプリド及び6-クロロピリジル基を有する代謝物をイミダクロプリドに換算したものの和とする。
- 3 「小麦粉(全粒粉を除く。)」に設定されているイミダクロプリドの残留基準値については、現行の残留基準値を削除する。なお、「小麦粉(全粒粉を除く。)」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「小麦」の残留基準値への適・不適を確認する。
- 4 「小麦ふすま」に設定されているイミダクロプリドの残留基準値については、現行の残留基準値を削除する。なお、「小麦ふすま」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「小麦」の残留基準値への適・不適を確認する。
- 5 「とうがらし(乾燥させたもの)」に設定されているイミダクロプリドの残留基準値については、現行の残留基準値を削除する。なお、「とうがらし(乾燥させたもの)」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「その他のなす科野菜」の残留基準値への適・不適を確認する。
- 6 今回残留基準値を設定するキンクロラックとは、農産物にあつてはキンクロラック及び代謝物C【メチル3,7-ジクロロ-8-キノリンカルボキシレート】をキンクロラックに換算したものの和とし、畜産物にあつてはキンクロラックとする。
- 7 今回残留基準値を設定するクロフェンテジンとは、農産物にあつてはクロフェンテジンとし、畜産物にあつてはクロフェンテジン及び臭化水素酸によって2-クロロ安息香酸に変換される代謝物をクロフェンテジンに換算したものの和とする。

- 8 今回残留基準値を設定するスピラマイシンとは、スピラマイシン I 及びネオスピラマイシン I をスピラマイシン I に換算したものの和とする。
- 9 今回残留基準値を設定するタイロシンとは、はちみつにあってはタイロシンA 及びタイロシンB をタイロシンA に換算したものの和とし、その他の食品にあってはタイロシンA とする。
- 10 今回残留基準値を設定するダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネートとは、メチルイソチオシアネート及びダゾメットをメチルイソチオシアネートに換算したものと及びメタムをメチルイソチオシアネートに換算したものの和とする。ただし、メタムにはメタムアンモニウム、メタムナトリウム及びメタムカリウムが含まれるものとする。
- 11 今回残留基準値を設定するピカルブトラゾクスとは、ピカルブトラゾクス及び代謝物B【tert-ブチル-(6-[(E)-(1-メチル-1H-5-テトラゾリル)(フェニル)メチレン]アミノオキシメチル)-2-ピリジル)カルバマート】をピカルブトラゾクスに換算したものの和とする。
- 12 今回残留基準値を設定するフルオピラムとは農産物にあってはフルオピラムのみとし、畜産物にあってはフルオピラム及び代謝物M21【2-(トリフルオロメチル)ベンズアミド】をフルオピラムに換算したものの和とする。
- 13 今回残留基準値を設定するフルジオキシソニルとは、農産物及び魚介類にあってはフルジオキシソニルのみとし、畜産物にあってはフルジオキシソニル及び代謝物K【2,2-ジフルオロ-1,3-ベンズジオキソール-4-カルボン酸】に変換されるベンゾピロール代謝物をフルジオキシソニルに換算したものの和とする。
- 14 「にら（乾燥させたもの）」に設定されているフルジオキシソニルの残留基準値については、現行の残留基準値を削除する。なお、「にら（乾燥させたもの）」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「にら」の残留基準値への適・不適を確認する。
- 15 「バジル（乾燥させたもの）」に設定されているフルジオキシソニルの残留基準値については、現行の残留基準値を削除する。なお、「バジル（乾燥させたもの）」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、茎及び葉にあっては「その他のハーブ」、種子にあっては「その他のスパイス」の残留基準値への適・不適を確認する。
- 16 今回残留基準値を設定するプロヘキサジオンカルシウム塩とは、プロヘキサジオンカルシウム塩及びその遊離体であるプロヘキサジオンをプロヘキサジオンカルシウム塩に換算したものの和とする。
- 17 今回残留基準値を設定するマンデストロビンとは、マンデストロビン (R 体) 及びマンデストロビン (S 体) の和とする。

第4 その他

法に基づく残留基準値の設定に併せ、農薬取締法（昭和23 年法律第82 号）に基づく農薬ピカルブトラゾクスに係る新規農薬登録並びに農薬イミダクロプリド、農薬ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート及び農薬フルジオキシソニルに係る適用拡大のための変更登録が、今後農林水産省において行われる予定であること。

別紙(果物、すいか、メロン類、まくわうりで今回の改正で記載のあったものを抜粋しています。)

イミダクロプリド(殺虫剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
すいか	0.5	0.5
メロン類果実	● 0.2	0.4
まくわうり	● 0.1	0.4
みかん	0.3	0.3
なつみかんの果実全体	0.7	0.7
レモン	0.7	0.7
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.7	0.7
グレープフルーツ	0.7	0.7
ライム	0.7	0.7
その他のかんきつ類果実	0.7	0.7
りんご	0.5	0.5
日本なし	0.7	0.7
西洋なし	0.7	0.7
マルメロ	● 0.4	0.5
びわ	0.5	0.5
もも	0.5	0.5
ネクタリン	2	2
あんず(アブリコットを含む。)	2	2
すもも(プルーンを含む。)	2	2
うめ	0.3	0.3
おうとう(チェリーを含む。)	2	2
いちご	● 0.4	0.5
ラズベリー	4	4
ブラックベリー	4	4
ブルーベリー	4	4
クランベリー	0.04	0.04
ハックルベリー	4	4
その他のベリー類果実	4	4
ぶどう	3	3
かき	1	1
バナナ	0.04	0.04
キウイ	0.2	0.2
パパイヤ	0.7	0.7
アボカド	0.7	0.7
グアバ	0.7	0.7
マンゴー	1	1
パッションフルーツ	0.7	0.7
その他の果実	4	4

オキサチアピプロリン(殺菌剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
すいか	○ 0.01	
メロン類果実	0.01	
ぶどう	○ 0.7	0.5
その他の果実	○ 0.5	

クロフェンテジン(殺ダニ剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
すいか	●	0.05
メロン類果実	● 0.05	0.2
まくわうり	●	0.02
みかん	●	1.0
なつみかんの果実全体	0.5	0.5
レモン	0.5	0.5
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.5	0.5
グレープフルーツ	0.5	0.5
ライム	0.5	0.5
その他のかんきつ類果実	0.5	0.5

クロフェンテジン(殺ダニ剤) つづき

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
りんご	○ 1	1.0
日本なし	○ 0.7	0.5
西洋なし	○ 0.7	0.5
マルメロ	0.5	0.5
びわ	0.5	0.5
もも	0.2	0.2
ネクタリン	○ 0.5	0.2
あんず(アブリコットを含む。)	○ 0.5	0.2
すもも(プルーンを含む。)	○ 0.5	0.2
うめ	○ 0.5	0.2
おうとう(チェリーを含む。)	○ 0.5	0.2
いちご	○ 2	2.0
ラズベリー	●	2.0
ブラックベリー	●	2.0
ブルーベリー	●	2.0
クランベリー	●	2.0
ハックルベリー	●	2.0
その他のベリー類果実	● 0.2	2.0
ぶどう	○ 2	1.0
かき	○ 0.05	0.04
バナナ	○ 2	0.01
キウイ	●	0.02
パパイヤ	●	0.02
アボカド	●	0.02
パイナップル	●	0.02
グアバ	●	0.02
マンゴー	●	0.02
パッションフルーツ	●	0.02
なつめやし	●	0.02
その他の果実	●	0.05

クロルプロファム(除草剤、植物成長調整剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
すいか	●	0.05
メロン類果実	●	0.05
みかん	●	0.05
なつみかんの果実全体	●	0.05
レモン	●	0.05
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	●	0.05
グレープフルーツ	●	0.05
ライム	●	0.05
その他のかんきつ類果実	●	0.05
りんご	●	0.05
日本なし	●	0.05
西洋なし	●	0.05
マルメロ	●	0.05
びわ	●	0.05
もも	●	0.05
ネクタリン	●	0.05
あんず(アブリコットを含む。)	●	0.05
すもも(プルーンを含む。)	●	0.05
うめ	●	0.05
おうとう(チェリーを含む。)	●	0.05
いちご	● 0.03	0.05
ラズベリー	●	0.05
ブラックベリー	●	0.05
ブルーベリー	●	0.05
クランベリー	●	0.05
ハックルベリー	●	0.05

クロロプロファミン(除草剤、植物成長調整剤)つづき

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
その他のベリー類果実	●	0.05
ぶどう	●	0.05
かき	●	0.05
バナナ	●	0.05
キウイ	●	1
アボカド	●	0.05
パイナップル	●	0.05
グアバ	●	0.05
マンゴー	●	0.05
パッションフルーツ	●	0.05
その他の果実	●	0.05

ダズメット、メタム及びメチルイソチオシアネート(土壌くん蒸剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
すいか	● 0.05	0.1
メロン類果実	● 0.02	0.1
まくわうり	●	0.1
みかん	●	0.1
なつみかんの果実全体	●	0.1
レモン	●	0.1
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	●	0.1
グレープフルーツ	●	0.1
ライム	●	0.1
その他のかんきつ類果実	●	0.1
りんご	●	0.1
日本なし	●	0.1
西洋なし	●	0.1
マルメロ	●	0.1
びわ	●	0.1
もも	●	0.1
ネクタリン	●	0.1
あんず(アブリコットを含む。)	●	0.1
すもも(プルーンを含む。)	●	0.1
うめ	●	0.1
おうとう(チェリーを含む。)	●	0.1
いちご	● 0.02	0.1
ラズベリー	●	0.1
ブラックベリー	●	0.1
ブルーベリー	●	0.1
クランベリー	●	0.1
ハuckleベリー	●	0.1
その他のベリー類果実	●	0.1
ぶどう	●	0.1
かき	●	0.1
バナナ	●	0.1
キウイ	●	0.1
パパイヤ	●	0.1
アボカド	●	0.1
パイナップル	●	0.1
グアバ	●	0.1
マンゴー	●	0.1
パッションフルーツ	●	0.1
なつめやし	●	0.1
その他の果実	●	0.1

ピカルブトラゾクス(殺菌剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
すいか	○ 0.1	
メロン類果実	○ 0.05	

フルオピラム(殺菌剤)

食品名	残留基準値ppm		
	改正後※	改正前	
メロン類果実	○ 0.05		
なつみかんの果実全体	○	1	
レモン	○	1	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○	1	
グレープフルーツ	○	1	
ライム	○	1	
その他のかんきつ類果実	○	1	
りんご		1	1
日本なし		3	3
西洋なし		3	3
マルメロ	○	0.8	0.5
もも		0.5	0.5
ネクタリン		5	5
あんず(アブリコットを含む。)		5	5
すもも(プルーンを含む。)		1	1
うめ		5	5
おうとう(チェリーを含む。)		5	5
いちご		5	5
ラズベリー	○	5	3
ブラックベリー	○	5	3
ブルーベリー	○	7	
クランベリー	○	7	
ハuckleベリー	○	7	
その他のベリー類果実	○	7	
ぶどう		5	5
バナナ		1	1
グアバ	○	7	
その他の果実	○	2	

フルジオキシニル(殺菌剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
すいか	0.2	0.2
メロン類果実	0.1	0.1
みかん	0.1	0.1
なつみかんの果実全体	10	10
レモン	10	10
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	10	10
グレープフルーツ	10	10
ライム	10	10
その他のかんきつ類果実	10	10
りんご(花おち、しん及び果梗の基部を含む。)	○ 5	5.0
西洋なし(花おち、しん及び果梗の基部を含む。)	○ 5	5.0
マルメロ(花おち、しん及び果梗の基部を含む。)	○ 5	5.0
びわ(果梗、果皮及び種子を含む。)	○ 5	5.0
もも(果皮を含む。)	○ 5	5.0
ネクタリン(果梗を含む。)	○ 5	5.0
あんず(果梗を含む。)	○ 5	5.0
すもも(果梗を含む。)	○ 5	5.0
うめ	0.5	0.5
おうとう(果梗を含む。)	○ 5	5.0
いちご	5	5
ラズベリー	5	5
ブラックベリー	5	5
ブルーベリー	2	2
ハuckleベリー	2	2
その他のベリー類果実	5	5
ぶどう	5	5

フルジオキシニル(殺菌剤)つづき

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
キウイ(果皮を含む。)	20	20
アボカド	○ 0.4	
その他の果実(さくら(果実全体をいう。)に限る。)	○ 5	5.0

プロヘキサジオンカルシウム塩(植物成長調整剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
すいか	●	0.05
メロン類果実	●	0.05
まくわうり	●	0.05
みかん	●	0.05
なつみかんの果実全体	●	0.05
レモン	●	0.05
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	●	0.05
グレープフルーツ	●	0.05
ライム	●	0.05
その他のかんきつ類果実	●	0.05
りんご	○ 3	2
日本なし	○ 3	2
西洋なし	○ 3	2
マルメロ	●	2
びわ	●	2
もも	●	0.05
ネクタリン	●	0.05
あんず(アブリコットを含む。)	●	2
すもも(プルーンを含む。)	●	2
うめ	●	2
おうとう(チェリーを含む。)	● 0.4	2
いちご	● 2	2
ラズベリー	●	2
ブラックベリー	●	2
ブルーベリー	●	2
クランベリー	●	2
ハックルベリー	●	2

プロヘキサジオンカルシウム塩(植物成長調整剤)つづき

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
その他のベリー類果実	●	2
ぶどう	●	2
かき	●	0.05
バナナ	●	0.05
キウイ	●	0.05
パパイヤ	●	0.05
アボカド	●	0.05
パイナップル	●	0.05
グアバ	●	0.05
マンゴー	●	0.05
パッションフルーツ	●	0.05
なつめやし	●	2
その他の果実	●	2

マンデストロビン(殺菌剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
すいか	0.1	0.1
メロン類果実	0.05	0.05
りんご	5	5
日本なし	2	2
西洋なし	2	2
もも	0.2	0.2
ネクタリン	5	5
あんず(アブリコットを含む。)	5	5
すもも(プルーンを含む。)	2	2
うめ	5	5
おうとう(チェリーを含む。)	5	5
いちご	○ 3	
ぶどう	10	10
かき	3	3

脚注

※○:平成29年7月18日適用(規制緩和の品目)

●:平成30年1月18日適用(規制強化の品目)

- ・ 残留基準値の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準(0.01ppm)が適用される。ただし、スピラマイシン及びタイロシンについては、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示370号)第1食品の部 A 食品一般の成分規格の第1項に規定する抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質に該当することから、残留基準値の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、本剤を含有するものであってはならない。
- ・ 今回残留基準値を設定するイミダクロプリドとは、農産物にあつてはイミダクロプリドとし、畜産物にあつてはイミダクロプリド及び6-クロロピリジル基を有する代謝物をイミダクロプリドに換算したものの和とする。
- ・ 「とうがらし(乾燥させたもの)」に設定されているイミダクロプリドの残留基準値については、現行の残留基準値を削除する。なお、「とうがらし(乾燥させたもの)」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「その他のなす科野菜」の残留基準値への適・不適を確認する。
- ・ 今回残留基準値を設定するキンクロラックとは、農産物にあつてはキンクロラック及び代謝物C【メチル3,7-ジクロロ-8-キノリンカルボキシレート】をキンクロラックに換算したものの和とし、畜産物にあつてはキンクロラックとする。

- ・ 今回残留基準値を設定するクロフェンテジンとは、農産物にあつてはクロフェンテジンとし、畜産物にあつてはクロフェンテジン及び臭化水素酸によって2-クロロ安息香酸に変換される代謝物をクロフェンテジンに換算したものの和とする。
- ・ 今回残留基準値を設定するスピラマイシンとは、スピラマイシン I 及びネオスピラマイシン I をスピラマイシン I に換算したものの和とする。
- ・ 今回残留基準値を設定するタイロシンとは、はちみつにあつてはタイロシンA及びタイロシンBをタイロシンAに換算したものの和とし、その他の食品にあつてはタイロシンAとする。
- ・ 今回残留基準値を設定するダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネートとは、メチルイソチオシアネート、ダゾメットをメチルイソチオシアネートに換算したものと及びメタムをメチルイソチオシアネートに換算したものの和とする。ただし、メタムにはメタムアンモニウム、メタムナトリウム及びメタムカリウムが含まれるものとする。
- ・ 今回残留基準値を設定するピカルブトラゾクスとは、ピカルブトラゾクス及び代謝物B【*tert*-ブチル=(6-[[*E*)-(1-メチル-1*H*-5-テトラゾリル)(フェニル)メチレン]アミノオキシメチル)-2-ピリジリル)カルバマート】をピカルブトラゾクスに換算したものの和とする。
- ・ 今回残留基準値を設定するフルオピラムとは農産物にあつてはフルオピラムのみとし、畜産物にあつてはフルオピラム及び代謝物M21【2-(トリフルオロメチル)ベンズアミド】をフルオピラムに換算したものの和とする。
- ・ 今回残留基準値を設定するフルジオキソニルとは、農産物及び魚介類にあつてはフルジオキソニルのみとし、畜産物にあつてはフルジオキソニル及び代謝物K【2,2-ジフルオロ-1,3-ベンズジオキソール-4-カルボン酸】に変換されるベンゾピロール代謝物をフルジオキソニルに換算したものの和とする。
- ・ 「にら(乾燥させたもの)」に設定されているフルジオキソニルの残留基準値については、現行の残留基準値を削除する。なお、「にら(乾燥させたもの)」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「にら」の残留基準値への適・不適を確認する。
- ・ 「バジル(乾燥させたもの)」に設定されているフルジオキソニルの残留基準値については、現行の残留基準値を削除する。なお、「バジル(乾燥させたもの)」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、茎及び葉にあつては「その他のハーブ」、種子にあつては「その他のスパイス」の残留基準値への適・不適を確認する。
- ・ 今回残留基準値を設定するプロヘキサジオンカルシウム塩とは、プロヘキサジオンカルシウム塩及びその遊離体であるプロヘキサジオンをプロヘキサジオンカルシウム塩に換算したものの和とする。
- ・ 今回残留基準値を設定するマンデストロピンとは、マンデストロピン(*R*体)及びマンデストロピン(*S*体)の和とする。

参考

- ・「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- ・「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

食品、添加物等の規格基準の一部を改正について

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知が、平成29年7月19日、食品、添加物等の規格基準の一部が改正されました。改正の概要等果実について抜粋して掲載します。

第1 改正等の概要

食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づき、農薬イソフェタミド、動物用医薬品酢酸メレンゲステロール、農薬ファモキサドン、農薬フェナザキン及び農薬メタミホップについて、食品中の残留基準値を設定したこと（別紙1参照）。

ただし、動物用医薬品酢酸メレンゲステロールについては、一部の食品において「不検出」としたことから、酢酸メレンゲステロール試験法を定め、その分析対象を酢酸メレンゲステロールとしたこと。

第2 適用期日

公布の日から適用されるものであること。ただし、別紙の農薬等ごとに掲げる食品に係る残留基準値については、公布の日から6月以内に限り、なお従前の例による。

第3 運用上の注意

1 残留基準値関係

(1) 今回残留基準値を設定する酢酸メレンゲステロールにあつては、「不検出」として定める食品において、本剤を含有するものであつてはならないこと。

2 試験法関係

(1) 今回の告示改正に伴い、「食品衛生法等の一部を改正する法律による改正後の食品衛生法第11条第3項の施行に伴う関係法令の整備について」（平成17年11月29日付け食安発第1129001号部長通知）の別添3を別紙2のように改めること。

(2) 検体から試験に用いる試料を採取するに当たっては、別に規定する場合を除き、「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」（平成17年1月24日付け食安発0124001号部長通知。）の第1章総則の4. 試料採取に従うこと。

3 その他

法に基づく残留基準値の設定に併せ、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく農薬イソフェタミド及び農薬フェナザキンに係る新規農薬登録並びに農薬ファモキサドン及び農薬メタミホップに係る適用拡大のための変更登録が、今後農林水産省において行われる予定であること。

別紙1(果物、すいか、メロン類、まくわうりで今回の改正で記載のあったものを抜粋しています。)

インフェタミド(殺菌剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
いちご	○ 4	
ブルーベリー	○ 4	
クランベリー	○ 4	
その他のベリー類果実	○ 4	
ぶどう	○ 10	

ファモキサイド(殺菌剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
すいか	● 0.05	0.1
メロン類果実	● 0.05	0.1
ラズベリー	10	10
ブラックベリー	10	10
その他のベリー類果実	10	10
ぶどう	2	2
その他の果実	4	4

フェナザキン(殺虫剤・殺ダニ剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
おうとう(チェリーを含む。)	○ 2	

脚注

※○:平成29年7月19日適用(規制緩和の品目)

●:平成30年1月19日適用(規制強化の品目)

- ・ 残留基準値の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準(0.01ppm)が適用される。
- ・ 今回残留基準値を設定する酢酸メレンゲステロールにあつては、「不検出」として定める食品において、本剤を含有するものであつてはならないこと。

参考

- ・ 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- ・ 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。